

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3239号)

令和7年7月22日

横情審答申第3239号

令和7年7月22日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年12月5日健総第769号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「健康福祉局が保有する私に関する情報」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「健康福祉局が保有する私に関する情報」の保有個人情報を不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「健康福祉局が保有する私に関する情報」（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報開示請求（以下「本件保有個人情報開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年8月7日付で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第82条第2項に該当するため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件保有個人情報開示請求書の記載では、開示請求者の求める保有個人情報を具体的に特定することはできなかったため、審査請求人に対して開示請求書の補正を求める文書（以下「本件補正依頼書」という。）を送付したが、補正回答期限までに具体的な補正がなされず、本件保有個人情報の特定ができなかったことから不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 処分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 本件保有個人情報開示請求書の補正を求められたが、別添の開示請求事例では特に補正を求められていないので、これに準じ、補正に応じなかったところ、本件処分を受けた。
- (3) 本件保有個人情報開示請求は別添請求事例と同様に、特に補正の必要もなく対応可能であり、時間を要するのであれば、法第83条第2項により決定期間延長できるにもかかわらず、実施しないことは著しく怠惰である。

- (4) 文書特定の名の下に対象範囲を狭めたことにより、開示請求者の意図しない文書等が開示・不開示決定の対象となってしまうことが少なくない。そのため、法第77条第3項はむやみに適用すべきではないと考える。
- (5) 実施機関や請求人により取扱いに隔たり・偏りがあるのは、著しく公平・公正を欠き、いかがなものか。

## 5 審査会の判断

- (1) 本件保有個人情報の特定について

ア 法第77条第3項では、「行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者・・・に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」と規定している。

また、同条第1項第2号では、開示請求をする者は、開示請求書に「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載しなければならないと規定している。

イ 保有個人情報を特定するに足りる事項の記載については、実施機関において、当該記載の内容から開示請求者の求める保有個人情報を特定することができる程度の具体性があることが必要であると解される。

ウ 本件保有個人情報の特定について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件保有個人情報開示請求では、開示請求に係る保有個人情報欄に「健康福祉局が保有する私に関する情報」とのみ記載されており、このような記載では、開示請求者の求める保有個人情報を具体的に特定することはできない。

(イ) そこで、法第77条第3項の規定に基づき、審査請求人に対して開示請求書の補正を求めたが、補正回答期限までに具体的な補正がなされず、本件保有個人情報の特定ができなかつたことから不開示とした。

エ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

当審査会が本件保有個人情報開示請求書を確認したところ、開示請求に係る保有個人情報欄には「健康福祉局が保有する私に関する情報」とのみ記載され、審査請求人がどのような保有個人情報の開示を求めているのかを示す具体的な記載は認められない。このような記載からすれば、開示請求者の求める保有個人情報を具体的に特定することはできないという実施機関の説明は、不自然、不合理と

はいえない。

その上で、実施機関は審査請求人に対し本件保有個人情報開示請求書の補正を求めたとのことであり、当審査会が本件補正依頼書を確認したところ、補正を要する内容やその理由が具体的に記載され、提出期限についても相当の期間を定めていることが認められた。したがって、実施機関が行った補正手続は、法第77条第3項の規定に基づき適正に行われたといえる。

それにもかかわらず、審査請求人は本件補正依頼に応じていない以上、本件保有個人情報を特定できないとして実施機関が本件処分を行ったことは首肯できる。

(2) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。  
(3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を特定できないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 12 月 5 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 2 月 9 日	・審査請求人から主張書面を受理
令 和 7 年 5 月 27 日 (第11回第五部会)	・審議
令 和 7 年 6 月 24 日 (第12回第五部会)	・審議